

令和6年度東近江市生活支援体制整備事業第2層協議体運営業務事業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名 令和6年度東近江市生活支援体制整備事業第2層協議体運営業務

(2) 業務の目的

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持った暮らしを継続していくためには、介護保険等では提供できない生活支援サービス及び高齢者等が主体となった活動が重要であり、これらの活動及び支え合いの地域づくりを推進していくことを目的とする。

(3) 業務の内容

東近江市生活支援体制整備事業第2層協議体運営業務仕様書のとおり

(4) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格

次に掲げる要件に該当しない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

(2) 東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っている者

(5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体

(6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条第1号及び第2号に規定する宗教団体及びこれに類する団体

4 質問の受付

(1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、書面で質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和6年4月26日（金）正午

イ 提出方法 質問書を本実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出すること。

(2) 質問に対する回答は、質問内容を含めて本市ホームページで随時公表する。公表は、質問者名を伏せた上で、令和6年5月8日（水）までに行う。

5 書類応募

(1) 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時

(2) 書類配布 本市ホームページ又は本実施要領に記載している連絡先及び提出先

(3) 提出書類

順番	提出書類	部数	留意事項	提出媒体
1	(様式1)東近江市生活支援体制整備事業 第2層協議体運營業務応募申請書	1	指定様式	紙
2	(様式2)東近江市生活支援体制整備事業 第2層協議体運營業務計画書		任意様式	
3	(様式3)東近江市生活支援体制整備事業 第2層協議体運營業務見積書		可	

※各書類の体裁は、A4サイズに統一すること。

※提出書類には、ステープラーを使用しないこと。

6 審査概要

(1) 審査委員会

東近江市職員により構成された審査委員会を設置し、審査する。

(2) 審査方法及び審査結果

応募者全員に対して書類審査を実施し、上位を選考する。

ア 実施日 令和6年5月28日（火）

イ 審査は、審査委員会において、応募書類の内容を総合的に評価し審査する。審査委員は、各項目について評価基準に基づき評価を行う。また、全ての評価者の点を平均した点数の算出は、小数点以下第2位を四捨五入して行う。

ウ 合計点数60点未満は、不採用とし、1地区から複数団体の応募があった場合は、評価合計が上位の団体を採用する。

エ 採用数は、見積価格の合計が予算額の範囲内まで採用可能とする。

オ 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

カ 審査経過については非公開とし、審査結果については書面で通知する。

キ 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

7 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) その他委員長が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

8 日程

令和6年4月19日（金）プロポーザルの公告、実施要領の公表

令和6年4月26日（金）質問受付期限

令和6年5月8日（水）質問回答期限

令和6年5月17日（金）応募書類提出期限

令和6年5月28日（火）審査委員会

9 情報公開及び提供

本プロポーザルの実施に関する情報及び事業者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

10 契約

(1) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し提出された見積書により契約額を確定する。

(2) 契約保証金等、契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1団体1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 公正な選定が確保できないと判断される場合は、本選定を中止することがある。
- (6) 本実施要領に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- (7) 連絡先及び提出先

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市福祉部長寿福祉課

担当 奥居

電話 0748-24-5645

I P 050-5801-5645

F A X 0748-24-1052

メール chojufu@city.higashiomi.lg.jp